

令和5年度 安来市立第二中学校いじめ防止対策基本方針

はじめに

いじめは、生徒の健全な心身及び将来の生き方に深刻な影響を及ぼすだけでなく、身体や生命に重大な危険を生じさせるものであり、絶対に許されない行為である。

しかしながら、いじめは、いつでも、どこでも、だれにでも起こりうる問題であり、加害・被害という二者関係だけでなく、そのいじめを許容している集団全体の問題でもある。

この基本方針は、本校の全ての生徒が毎日安心して学校生活を送ることができるよう、家庭・地域・その他の関係機関との連携のもと、いじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処を総合的かつ効果的に推進するために定めるものである。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 基本姿勢

いじめは、「いつでも、どこでも、だれにでも起こりうる」という認識をもち、全ての生徒に「いじめは決して許されない」行為であることの理解を徹底し、学校全体にいじめを許容しない雰囲気を形成し、生徒が毎日安心して充実した学校生活を送ることができるよう、家庭・地域・関係機関と連携していじめの未然防止、早期発見及びいじめの対処に取り組む。

- (1) 心の居場所となる学校づくり（自己存在感を感じられる、安心安全な学校づくり）、絆づくりの場となる学校づくり（すべての生徒が活躍できる場のある学校づくり）を推進し、いじめの未然防止を図る。
- (2) 多角的な視点で生徒理解に努めるとともに、家庭・地域と連携した取組を行う。
- (3) 組織的にいじめの調査及び分析、いじめの未然防止、早期発見といじめへの対処を行うた

めに、管理職と複数の教職員からなる、生徒支援委員会（学校いじめ防止対策委員会兼いじめ対応組織）を組織し、定期的を開催する。

(4) いじめ防止対策基本方針やいじめの未然防止等に対する学校の取組について、生徒・保護者・地域の理解を得るよう努め、地域や家庭と連携した対策を推進する。

(5) 教職員研修を実施し、教職員のいじめ認知力向上といじめの未然防止、早期発見及び対処しやすい環境整備に努める。また、定期的な取組の点検、評価、改善を行う。

2 いじめの未然防止のための取組

いじめの要因には、勉強や人間関係のストレス等が関わっていることを踏まえ、心の居場所づくり、絆づくりの場づくりを推進するため、次の取組を行う。

(1) 学習指導の充実

生徒一人一人を大切にしたりわかりやすい授業づくりを行う。また、課題や発問を工夫したり、ペアやグループなどの学習形態を工夫したりすることを通して、生徒が主体的に他者と協働して課題を解決する力を育むことで、不合理ないじめに与しない判断力を育成する。

(2) 学級経営を核とした集団づくりの充実

学習や学校生活の基盤として教師と生徒の信頼関係及び生徒相互のよりよい人間関係を育てるため、学級経営の充実を図る。心の居場所としての学級を基盤として、総合的な学習の時間、学級活動、生徒会活動、学校行事等を絆づくりの場として大切にすることで、認めあえる集団の育成と学校全体の一体感を感じる集団づくりを行う。

(3) 教育活動全体を通じた道徳教育、人権教育の推進

教職員自らが人権感覚を磨き、個々の生徒を尊重する教育を推進するとともに、自他の存在を認めることの大切さが分かり、社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育、人権教育を推進する。また、それが様々な場面で具体的な態度や行動に現れるようにするため、学校教育全体を通して生徒の主体的な活動の場を設定する。

(4) 体験活動、読書活動の充実

ボランティア活動など様々な体験活動や読書活動を充実し、他人の気持ちを共感的に理解で

きる豊かな情操を培い、互いの人格を尊重する態度を養うとともに、他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育て、いじめを行わない態度・能力を育成する。

(5) 生徒の主体的ないじめをなくす活動の推進

学級活動、生徒会活動等において、生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え・議論し、いじめ撲滅に向けて行う活動を推進する。

(6) 情報モラル教育の充実

インターネットを通じて行われるいじめに対する対策として、教科の学習や道徳科、総合的な学習の時間における情報モラル教育を継続的に行うとともに、携帯電話等の使用に関するマナーや家庭でのルールづくりについて保護者に協力依頼する。

(7) 家庭・地域との連携

いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針をホームページ等で家庭や地域に周知するとともに、学校公開日やたよりを通じて、いじめの未然防止に関する取組を知らせる。

3 いじめの早期発見

(1) 生徒理解の充実と生徒との良好な関係づくり

日頃から生徒の交友関係など生活実態をきめ細かく把握し、行動観察や健康観察等により個々の表情の変化やいじめのサインを見逃さないよう注意する。また、機を捉えた温かな声がけや生活ノート（スクールライフ）指導、傾聴などを通して生徒が安心して心を開き、相談できる関係を構築する。

(2) 情報の共有

生徒支援委員会、職員朝礼、校内生徒指導委員会等で生徒の状況について情報を定期的に共有する。また、家庭訪問や面談等を通じた保護者との情報共有も大切にする。

(3) 相談体制の充実

スクールカウンセラーや養護教諭（教育相談コーディネーター）と連携し、生徒の悩みを積極的に受けとめる機会として教育相談を毎学期行う。また、常時相談できる窓口を設置し、生徒に周知する。

(4) 定期的な調査の実施

アンケートQ-U（年2回）、教育相談前アンケート、教育相談（年3回）、学校生活に関する調査（年3回・安来市教育委員会実施調査）を実施し、いじめの調査として活用する。調査にあたっては、被害生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先に考える。

(5) いじめの実態の分析

各種調査を分析し、いつ、誰からいじめが行われ、どのような態様であったか等事実関係の分析を行うとともに、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったかを明確にする。

(6) 教職員のいじめ認知力向上のための研修の実施

いじめをはじめとする人権課題に関する研修を、年間を通して実施し、教職員の人権感覚と生徒のささいな変化に気付く力を高め、いじめの認知件数を増やす。

4 いじめへの対処

生徒支援委員会を中核として、校長のリーダーシップのもと教職員の協力体制を確立し、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応を行う。

- (1) いじめと思われる事象を発見したら（または生徒等からいじめと思われる事象を受信したら）、いじめ行為を抑止し、被害生徒と通報生徒の安全を確保する。また、生徒支援委員会に速やかに連絡する。
- (2) 学校いじめ防止対策委員会で、いじめであるか否かの判断を行い、事態収束と再発防止にむけての方針・方法等を決定し対応を行う。
- (3) いじめについての情報を収集し、記録を取り、事実関係を把握する。
- (4) スクールカウンセラー等を活用し、被害生徒の心のケアと支援を行う。
- (5) 加害生徒に対して適切に指導するとともに、必要に応じて教室外指導、出席停止等の措置をとる。
- (6) 被害生徒および加害生徒の保護者に家庭連絡・家庭訪問を行い、事実関係と対応について説明するとともに、保護者の思いや願いをふまえた支援を行う。
- (7) 被害生徒、加害生徒が関係する生徒や集団に対する指導と支援を行う。

- (8) インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、被害の拡大を避けるため、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図る。
- (9) 教育委員会への連絡（認知した時点における第1報としての電話連絡を要する）・相談・報告（所定様式）や、所轄警察署等関係機関と連携し対応する。
- (10) いじめの類似行為（本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケース）についても、いじめたとする行為を行った生徒に対し、教育的な指導を行う。（家庭連絡）

5 家庭や地域との連携

- (1) いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止対策基本方針、いじめの未然防止に関する取組をホームページやたより、学校公開日を通じて家庭や地域に周知する。
- (2) 面談、家庭訪問、学校公開、授業公開、懇談会（学級、学年、地区）、PTA活動、部活動保護者会等の機会を捉え、家庭と情報を共有するとともに、互いに連絡・相談しやすい関係を構築する。また、入学説明会等でいじめの未然防止に係る本校の方針を周知する。
- (3) 地域での体験活動、地域行事、連絡会（学警連、民生委員）等を通じて地域と情報を共有するとともに、交流センター等と連携して生徒を見守る。
- (4) 保護者が法に規定された保護者の責務等を踏まえて子どもの規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、啓発活動や相談窓口の設置等、家庭への支援を行う。
- (5) パソコン、携帯電話、スマホ等の使用に関するマナーの向上や家庭でのルールづくり、フィルタリングの活用などについて保護者に対して、積極的に協力を依頼する。

6 重大事態への対応

- (1) 重大事態とは
- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・生徒が自死を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - など
- ② いじめにより生徒が相当の期間（年間30日が目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

(2) 重大事態への対応開始時期

重大事態は、事実関係が確定した段階で対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で対応を開始する。また、生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対応する。

(3) 重大事態時の報告・調査協力

重大事態の「疑い」が生じた場合、臨時に生徒支援委員会を開き情報を共有したうえで、教育委員会に速やか報告するとともに、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

(4) 全生徒、保護者への説明

教育委員会の指導、支援のもと、全校集会、保護者会等を開き、教育委員会が設置する組織による重大事態の調査結果を踏まえた説明を行う。また適宜、全生徒への指導、メンタルサポートを行う。

(5) 被害生徒・保護者、加害生徒・保護者への対応

被害生徒、加害生徒の観察を一定期間継続し、被害生徒の安全確保、被害生徒・保護者の心のケアに努めるとともに、加害生徒・保護者への指導、支援を行う。

7 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 生徒支援委員会（学校いじめ防止対策委員会）

正副生徒指導主事、各学年主任、特別支援教育コーディネーター、通級指導担当教員、養護教諭（教育相談コーディネーター）、スクールカウンセラーおよび管理職で構成する。隔週1回定期的に行う。組織的にいじめの調査及び分析、いじめの未然防止、早期発見を行う。重大事態の「疑い」が生じた場合、臨時に開催し情報を共有した上で、速やかに教育委員会に報告するとともに、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

(2) 校内生徒指導委員会（いじめ対応組織）

いじめと考えられる事象を含め、生徒指導上の諸問題が発生した場合、該当学年の主任が、生徒指導主事を通して教頭に連絡し、当該学年所属教員、養護教諭と情報を共有し、対応を行う。

8 年間計画

	校内における取組	家庭・地域との連携
4月	学校いじめ防止基本方針の共通理解（職員会議）、学級経営案作成、学校生活オリエンテーション、部活動オリエンテーション、生徒総会、生徒支援委員会（年間を通じて隔週1回開催）	学校いじめ防止基本方針のHP掲載、第1回PTA役員会、交通安全街頭指導
5月	家庭訪問、小中連絡会、教育相談前アンケート、教育相談①、参観日、第1回アンケートQ-U、生徒集会	民生児童委員会 PTA総会、学年懇談
6月	第1回学校生活に関する調査	第2回PTA役員会 後援会役員会、総会
7月	1～3年生三者面談	PTAだより、安来市学校人権・同和教育推進連絡協議会夏季研修会
8月	校内人権教育研修、Q-U研修（結果分析）	
9月	体育祭、修学旅行	第3回PTA役員会
10月	生徒集会 第2回学校生活に関する調査	
11月	文化祭、教育相談前アンケート、教育相談②、第2回アンケートQ-U、人権週間、学校公開日	
12月	1～3年生三者面談	
1月	学校評価（生徒・保護者・教職員）、学校評価の分析 生徒集会、学校保健委員会、参観日	第4回PTA役員会
2月	入学説明会、教育相談前アンケート、教育相談③、生徒集会、生徒総会、第3回学校生活に関する調査	第5回PTA役員会、
3月	学校いじめ防止基本方針の点検、見直し（職員会議）	PTAだより

9 取組の点検・評価・改善

(1) P D C Aサイクル

日常の生徒理解、いじめの認知力の向上、いじめの未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底するとともに、各種調査をもとに、生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況の評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。また、いじめ防止対策基本方針が実情に即して適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。

(2) 学校評価

学校いじめ防止対策基本方針に基づく、早期発見・再発防止の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、生徒、保護者、教職員、学校関係者を対象とした評価アンケートを行い、評価・改善に生かす。

【生徒・保護者相談窓口】

養護教諭（土江）・特別支援教育コーディネーター（吉川・教頭）・

・生徒指導主事（角）

○担任や学年主任に相談しにくい場合は、上記メンバーのうち、

相談しやすい教職員にご相談ください。